

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明 様

福島第一原子力発電所事故に起因する被害への迅速かつ  
十分な対応及び原発事故の早期完全収束を求める要請書

令和8年7月

宮城県議会議長 佐々木 幸 士

## 福島第一原子力発電所事故に起因する被害への迅速かつ十分な対応及び原発事故の早期完全収束を求める要請書

東日本大震災の発災から、15年4か月が経過した。本県においては、未曾有の震災被害から立ち上がり、強い気概をもって、地域の復興に総力を結集し取り組んでおり、復興の完了に向けた歩みを着実に進めている。

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）に伴って放出された放射性物質は、県民を大きな不安と混乱に陥れ、放出された放射性物質濃度の測定では、水産物や林産物などで基準値を超過する放射性セシウムが検出されたことにより、国による出荷制限指示又は県による出荷自粛要請が行われるなど、本県の農林水産物に大きな被害を及ぼした。現在、その多くは解除されたものの、一部の品目は措置を継続しており、農林水産物を中心とする本県産品に係る風評被害は完全に収束していない。

さらに、多核種除去設備等処理水（以下「処理水」という。）が令和5年8月24日から海洋放出されたことに伴い、水産物の一部品目等の取引価格低下や一部の国・地域が講じた禁輸措置等、生産者・事業者は、誠に深刻な事態に陥っている。

このことは、本県産業の復興への歩みを著しく阻害するものであり、誠に由々しき事態である。

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）は、損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策として、「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」及び「和解仲介案の尊重」の「3つの誓い」を公表して対応に当たっているが、いまだ十分とは言えないことから、本県内の生産者・事業者からは、その対応を疑問視する声が寄せられている。

また、近頃の処理水の海洋放出や廃炉作業に伴う度重なる事故の発生は、燃料デブリの取り出しが本格化する最難関の局面に当たって、県民の不安を増幅させており、より一層、迅速かつ積極的な情報の発信・公表が求められる状況にある。

かかる事態は、震災からの復興に総力を結集し取り組んでいる本県として、絶対に受け入れられないものであり、現状の課題を解決するため、次の事項について確実な実施を強く要請する。

## 1 福島第一原子力発電所事故と処理水の海洋放出に起因する被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施

### (1) 賠償金の迅速かつ十分な支払について

営業損害賠償等に係る取扱いについては、平成 28 年 12 月、農林水産事業者には損害のある限り引き続き適切に賠償金を支払うとの方針が示されたが、生産組合等の団体を介さずに請求を行っている生産者・事業者による賠償請求に対する支払率が依然として低い状況にある。出荷制限等による売上げの減少や取引の停止により、厳しい経営を強いられている生産者・事業者にとって、賠償金の支払遅延は、経営の圧迫につながるものである。

さらに、処理水が令和 5 年 8 月から海洋放出されていることに伴い、農林水産物等の取引価格低下や出荷制限等、生産者・事業者は、更に深刻な事態に陥っている。

とりわけ水産関係においては、処理水の海洋放出に起因する市場環境の変化により、ホタテの半成貝の仕入価格が著しく高騰しており、提示されている賠償単価に匹敵する水準に達している。このことは、賠償制度が生産者・事業者の実効的な支えになっていないことを意味しており、その経営を強く圧迫している。

東京電力は、原発事故の原因者たる責任を十分に自覚し、原発事故に起因する被害が存在する限り、賠償金の迅速かつ十分な支払に向け、さらなる社内体制や手続の見直しなど、あらゆる手立てを講じ万全を期すほか、現状の市場価格等の実態に合わせた賠償単価の機動的な見直しを行うとともに、個別訪問等による被害状況の把握を一層強化することを要請する。

### (2) 請求手続の抜本的な改善について

賠償請求に当たっては、被害の実態を立証するため、証憑類の提出を求められているが、生産者・事業者は、そもそも賠償請求を想定していたものではなく、証憑類の準備には多大な時間と労力を要し、大変苦慮している。また、口頭での予約販売を行っている生産者・事業者も多く、賠償自体が困難となる事案も多発している。

さらに、賠償請求手続においては、仙台・石巻等の現場に近い出先機関には支払い手続の権限を有する部署の担当者が駐在しているものの、賠償に至る期間の長期化や現場との乖離が発生している。

このような現況は、地方公共団体における賠償請求及び手続においても同様であり、請求金額に対する賠償金額の著しい乖離が生じている。

以上を踏まえ、東京電力は、原発事故の原因者たる責任を十分に自覚し、請求者である生産者・事業者及び地方公共団体の負担軽減に最大限配慮し、賠償手続の代行や統計資料等の活用など、請求手続のさらなる改善を図ることを引き続き要請する。

### **(3) 被害の実態に即した損害賠償の実施について**

生産者・事業者による賠償請求に関しては、その全てが原発事故に起因するものである。損害賠償に際して東京電力は、十分な賠償に応じておらず、いまだに約束は履行されていない。

原発事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、その範囲を幅広く捉え、地域や期限の制限を設けることなく、被害の実態に見合った賠償が確実・迅速に行われ、また、あらゆる風評被害について、完全賠償が行われる必要がある。

東京電力は、原発事故の原因者たる責任を十分に自覚し、請求者との協議に当たっては、生産者・事業者が被っている損害の実態や、原発事故後に新たに強いられている費用負担を十分に斟酌し、原発事故に起因する被害が存在する限り、その賠償金の支払に向けて対応することを要請する。

また、万一、今後新たな事故やトラブルが発生した場合に備えた賠償基準の策定においても、生産者・事業者の状況を十分把握するなど、現場に寄り添った対応を行うことを要請する。

### **(4) 地方公共団体や生産組合等において風評被害防止のために要した経費の補償について**

県内地方公共団体や生産組合、事業者等においては、風評被害の拡大を防止し、住民の不安を解消するため、本県産品の安全性周知のための自主的な放射能検査の実施及び検査結果の公表並びに販売促進のための

イベント企画及び広報活動等に精力的に取り組んでおり、これらに要する多額の経費が財政的に大きな負担となっている。こうした追加的な経費は、全てが原発事故に起因するものであり、東京電力は実情を斟酌し、当該経費への補償を十分に行うことを要請する。また、被害発生から賠償支払に至るまでの期間が長期間に及んだ場合は、被害者の金利負担等についても加算することを要請する。

## 2 原発事故の早期完全収束の実現

東京電力は、風評被害の根源である原発事故の早期完全収束に向け、国の指導の下、全社を挙げ対策に全力を傾注し、以下の点について確実に実施することを強く要請する。

### (1) 処理水の対策について

本県議会は、令和2年3月に「東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の自然界放出を行わないよう求める意見書」、令和5年7月に「ALPS処理水について風評被害等を生じさせない対応の早期実施を求める意見書」を国会や関係省庁に提出しているところであり、海洋放出により復興途上の被災地が受けるダメージは大きく、海洋放出について反対の立場は変わらない。

よって、東京電力は、原発事故の原因を作った原因者として、海洋放出ありきではなく、海洋放出以外の処分方法についても引き続き真剣に検討するとともに、関係機関と連携しながらトリチウム等を除去する方法の研究・開発に、積極的に取り組むよう努めることを要請する。

加えて、本県の水産業、農業、観光業等の関係産業への新たな風評被害を生じさせないよう、国民・国際社会へ向けた科学的根拠に基づく説明と理解醸成に向けた取組の強化、安全最優先の工事、厳格なモニタリングと万全な管理体制の構築、分かりやすい情報発信などを行うとともに、風評の懸念に対する万全な対策の実施についても、生産者・事業者の十分な理解が得られるよう本県の関係団体等の要望も取り入れ、国とともに最後まで責任を持って対応することを要請する。

**（２）処理水の海洋放出及び燃料デブリの取り出し等の進捗に伴う発電所内におけるトラブル、周辺環境のモニタリング結果等の迅速な公表と丁寧な説明について**

処理水の海洋放出に加え、廃炉作業の最難関とされる燃料デブリ取り出しの本格化に向けた動きが進む中、発電所内における度重なるトラブルの発生や、当該事象に係る公表の遅れ及び不十分な説明が、本県産品や観光業等における風評被害の深刻化につながっており、本県のみならず全国の消費者等において原発事故対応への不信感が増幅している。

こうした風評被害の払拭に向けては、燃料デブリの確実かつ安全な取り出しをはじめとする廃炉作業全般における発電所内のトラブル防止はもとより、万一にも発生した事象や周辺環境の状況等について、迅速な公表と正確な情報を分かりやすく発信し、消費者等に対し現状についての正しい理解を広めることが必要である。

東京電力は、今後とも、原発事故の原因者たる責任を自覚し、風評被害の払拭と安全な廃炉プロセスの遂行に向け十分な対策を講じ、説明責任を確実に果たすことを要請する。